

内閣委員會議録第二十三号

昭和三十三年三月三十一日(月曜日)

午前八時十三分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事 保科善四郎君 理事 前田 正男君

理事 山本 正一君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君

池田 清志君 大坪 保雄君

大村 清一君 北 吟吉君

小 義昭君 小島 徹三君

小 義昭君 辻 政信君

林 唯義君 原 健三郎君

眞崎 勝次君 宮澤 胤男君

栗山 博君 山本 象吉君

飛鳥田一雄君 淡谷 悠藏君

木原津與志君 小 忠君

佐々木良作君 中村 高一君

渡邊 惣藏君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

國務大臣 津島 壽一君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

防衛行政次官 小山 長規君

防衛行政次官 門叶 宗雄君

(長官官房長) 加藤 陽三君

防衛庁参事官 小幡 久男君

(教育局長心得) 山本 幸雄君

防衛庁参事官 山下 武利君

(人事局長) 小山 雄二君

防衛庁参事官 小幡 久男君

(裝備局長) 委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

三月三十一日

委員中馬辰猪君、永山忠則君、中川 俊思君、田村元君、澤田美朝君、船 田中君、西ヶ久保重光君、稻村隆一 君、阿部五郎君及び西村力弥君辭任 につき、その補欠として栗山博君、 額田彌三君、原健三郎君、宮澤胤男 君、小島徹三君、池田清志君、渡邊 惣藏君、柳田秀一君、佐々木良作君 及び小平忠君が議長の指名で委員に 選任された。

同日 委員額田彌三君、原健三郎君、宮澤 胤男君、小島徹三君、池田清志君、 渡邊惣藏君、柳田秀一君、佐々木良 作君及び小平忠君辭任につき、その 補欠として永山忠則君、中川俊思君、 田村元君、澤田美朝君、船田中君、 西ヶ久保重光君、稻村隆一君、阿部 五郎君及び西村力弥君が議長の指名 で委員に選任された。

三月二十八日 元滿鉄社員に恩給法等適用に関する 請願(足立篤郎君紹介)(第二三六八 号) 同(井原岸高君紹介)(第二三六九 号) 同(米田吉盛君紹介)(第二三七〇 号) 恩給法等の一部を改正する法律案中 一部修正に関する請願(足立篤郎君 紹介)(第二三七七号)

第一類第一号 内閣委員會議録第二十三号 昭和三十三年三月三十一日

同(神田博君紹介)(第二三七二号) 建国記念日制定に関する請願外三件 (澤田美朝君紹介)(第二三七三号) 同(青木正君紹介)(第二三七四号) 同外二件大橋武夫君紹介(第二四 二五号)

同(辻政信君紹介)(第二四二六号) 建国記念日制定反対に関する請願 (稻村隆一君紹介)(第二四二七号) 同(日野吉夫君紹介)(第二四二八 号) 建設省仙台機械整備事務所臨時職員 の身分保障に関する請願(保科善四 郎君紹介)(第二四二九号) 暫定手当の不均衡是正等に関する請 願(辻原弘市君紹介)(第二四三〇 号) の審査を本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件 防衛庁設置法の一部を改正する法律 案(内閣提出、第二十六回国会閣法 第一五五号) 防衛庁設置法の一部を改正する法律 案(内閣提出第三三三号) 自衛隊法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三三三号) 国防會議の構成等に関する法律の一 部を改正する法律案(内閣提出第四 二二号)

午前八時十三分開議 ○福永委員長 これより會議を開きま す。 異例の早朝開会にもかかわらず、各

位の御熱心なる御協力をいただき深く 感謝いたします。

防衛庁設置法の一部を改正する法律 案、自衛隊法の一部を改正する法律 案、国防會議の構成等に関する法律 の一部を改正する法律案、及び第二十六 国会より継続審査となつております防 衛庁設置法の一部を改正する法律案の 各案を議題とし、質疑を続行いたしま す。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 先日石橋君の質問を行 ったわけでありましたが、この中で総 理は、日本に駐留する米軍、この米軍 は安全保障条約によつて極東の國際的 平和の維持、安全、こういうことのた めに活動する権利を持つておるし、さ らに日本区域の防衛に當る義務を持つ ておる。もし米軍が極東の國際平和を 維持するために、日本基地から出發を して、外國の基地を攻撃する。そうし た場合に、報復的に日本の基地が爆撃 をせられる、あるいは日本の基地に対 して武力行為が行われたような場合に は、これは日本に対する侵略とみな す、こういう御答弁があつたわけであ ります。この問題について、さらに総 理は説明を述べられて、そうした場合 の防衛の方法については、主として在 日米軍あるいは極東にある米軍が敵基 地をたたく仕事をします。しかし一方ど うしても他に手段のない場合には、日 本自衛隊の出動ということもあり得 ります。この場合に非常に不明確な点 が幾つか残つておりますので、さらに

續けて伺いたいと思ひますが、日本に あるあるいは日本区域にある米軍基 地、これに対する攻撃は侵略とみなす というお話でありましたが、それなれ ば沖繩にある米軍基地が、外國によつ て侵略を受けた場合、たたかれた場合 は、一体日本に対する侵略とみなされ るのかどうか。今までの総理の御発言 その他を拝見しておりますと、沖繩は あくまでも日本の潜在主権のある場所 である、こういうふうになつておられ ておつたように思ひますが、沖繩がこ うした問題として一番具体的に現われて くる問題だらう、こう思ひます。かり に米軍が日本から飛び立つて、よその 國の基地をたたくとしたとしても、 その主たる根拠地は沖繩だらう、こ う私には思ひます。そうした場合に は、沖繩に対する攻撃が加えられる確 率というものは非常に強い。一番この 場合を想定しなければならぬのだら う、こう思ひます。こうした場合に、 沖繩に対する攻撃が、すなわち日本に 対する侵略であるかどうか、この点を 伺ひていただきたい。

○岸國務大臣 沖繩に対しては、御承 知の通り日本が潜在主権を持つており ます。この意味においては、觀念的に 申しまして日本の領土の一部と見るべ きであらうと思ひます。ここに對して 攻撃が加えられるということは、そう いう意味においては日本に對するやは り侵略攻撃が加えられたと見るべきだ ろうと思ひます。ただその場合にどうい う手段を選ぶかといへば、言うまでも

なくこれは米軍があそこで一切の施政権を持つておりますから、その侵略に對してはもつぱら米軍がこれに當つて、その攻撃侵略を排除するということになると思います。觀念から言へば、今申したようにやはり日本が潜在主権を持つておりますから、日本の領土の一部に侵略があつたと見るべきであらうと思います。

○飛鳥田委員　観念からというようなことで現実の具体的な措置というものは決定できるものではない、こう私は思います。現に自衛隊法を見ましても、武力侵略が行われた場合、武力行為ですか、「外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む）」に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、

国会の承認を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ。」この命ずることはあなたの権限であるわけですから。具体的に防衛出動を命ずるか命じないかという場合に当って、觀念としてはというようなことで問題が割り切れるはずがない。もし侵略だとなあなたがみなされるならば、当然あなたは防衛出動を命ずべき権利を有するわけです。当然また行政協定二十四条等に基いて、日本区域に敵対行為が起つた場合、こういう場合に直ちに共同の措置を日米の間でとり、さらにには協議をしなければならぬ、こうきめられておるわけでありまして、もし、觀念的でなく、具体的に侵略であるとなあなたが御認定になるならば、それらの行為は当然とられなければならぬことになるわけです。あなたは一体そういう行為をとらなければならぬと

お考えになっているのかどうか、この点を伺いたいと思う。

○岸国務大臣　沖繩につきましては先ほど私は理論の問題を申しましたが、実際の問題としては沖繩は米國が施政権を持っておりまして、一切の施政権を持っております限りにおいて、この侵略に対してはもっぱらアメリカがこれに当ることは当然であり、私は日本がこれに対して出動するということはあり得ないと思います。ただ仮説の問題でありますから、かりにアメリカが全部そこを放棄して逃げた、これに対して全然防衛をしないという場合には、私は日本領土であるからこれに対する侵略に対しては、日本が祖国防衛の意味から出ていくのは当然であろうと考えます。

○飛田田委員　お話はよくわかりました。沖繩に對しては米國が施政權を持つてゐるから、沖繩に對する攻撃によつては日本の自衛隊は出動しない、こういうお話であります。そういうお話としてはよくわかりますが、それでは一体、日本が沖繩に對して潜在主權を持つてゐる、こうおっしゃるが、それはあなたは領土的な、土地的な問題だけさされるのであらう、こう思ひます。少くとも沖繩に住んでゐる人民は、米國の國民ではありません。日本國の國民のはずです。そして日本の政府もいろいろな点で、米國の施政法規と抵触をしない限りにおいては、日本人たる特權を与へてゐる。現に外國を移入するやうな場合でも、沖繩の旅券と日本の旅券と二通持つて出かけてゐつて問題の起きた事例もあります。少くとも日本人としての旅券を發行してゐる、こういう事實はあるわけです。一

体沖繩が爆撃をせられる、攻撃をせられる、そういう場合に八十万の沖繩人民はどうなるんです。今あなたは出動しないと言言された。しかし国家の責任というものは土地についてだけあるものではない。人についてもあるはずなんです。沖繩の人民が人間であり、同時に日本国民であるという事実

をあなたが否定なさらない限り、それではその防衛關係は全部アメリカにまかせておいて、日本は全然何もしない。あなたのおっしゃる通りにアメリカ人が全滅をする——アメリカ人だけが全滅するはずはありません。あの土地の上にいる八千万の人も同時に全滅してしまはずです。これは前の原水爆を持たない時代の沖繩戦争を見て明らかであります。またひめゆりの塔も出てくるであろうし、いろいろな事態が出てくるであろう、それをあなたたは拱手傍觀せられるのか。ずいぶんおかしい話だと思ふのです。お話しとしての筋は通っております。だがしかし筋が通っておりながらも結局日本国民に対する愛情というものは、それでは全然ないじゃないですか。一体どうなんでしょうか。

部でも持つというような事態になりますと、その事態はまた変わってくるでありましょうけれども、現在のとおりにおきましては、一切の施政権をアメリカが持っている以上は、土地及び人民の一切の安全を、アメリカの義務として、これが防衛を行わしめるという以外に方法はないと思います。

○飛鳥田委員　そうしますと、アメリカに施政権を一切ゆだねてあるから、沖縄人民の安全についてはアメリカにまかせる、日本は見殺しだ、見放しだ、こういう結論になるわけですか。

○岸岡務大臣　今私が申し上げましたように、見殺しとか、見放しという意味ではありませんで、これは日本政府としてもアメリカに、そういうような場合にアメリカが万全を尽して土地及び人民を保護し、その安全を保障するように要求することができるとし、事実問題としてそうせしめる、決して見殺しにするという意味ではありません。法律の建前からいいますと、先ほど来申し上げているようなことであります。

○飛田田委員　そうしますと、今のお話ではつきりしてきましたのは、沖繩に對する攻撃に際しては、日本の自衛隊は出動をしない、こういうことが結論のように思われます。そして沖繩人民の安全については一切アメリカにゆだね、日本ではどうすることもできない、こういうことだと思いますが、もしそうだとすれば、行政協定の二十四四條のいわるる日本区域あるいは安全保障の四條における日本区域というものの中には沖繩は含まない、こう解釈せざるを得ないと思うのですが、いかがですか。

○岸国務大臣　米軍が沖縄に駐在しているのは安保条約によって駐在しているわけではないのであります。従つてそこに言う日本の区域ということとは、結局沖縄を含まない」と解釈するのが適当じゃないか。もちろん先ほど申しているように、沖縄に対して潜在主権を保持っておりますから、そういう意味に

おいて、日本の区域とがあるいは日本の領土とかいうものには入りますけれども、そこに言う日本の区域という考え方は、やはり安保条約によってアメリカが駐在する権利を持ち、また防衛

する区域としては沖繩を含まないと解
釈すべきものであらうと思います。

○飛鳥田委員　それでは、続いて小笠
原の基地について同様な問題が私は発
生するだらう、こう思います。小笠原

の場合はどうでしょうか。

○岸田務大臣 同じに解釈すべきでよろうと思います。

○飛田委員 小笠原基地の場合にも同様に解釈すべきものだとおっしゃるのでありますが、しかし小笠原基地というものは、もうすぐそこから東京に

やってくる入口であります。玄関であります。この場合にもあなたは同様な態度で傍観される、こういうことになるのではありませんか。

○岸田外務大臣　私が先ほど米申し上げていることは、一つの法律的な解釈の問題でございますが、現実には事態が起つてどうするかというような問題については、これは現実の事態を見なければならぬと思います。しかし筋道としては、先ほど米申し上げているところのことが私は筋だと思つております。

○飛鳥田委員　筋道と現実の問題とが

違ってくるというのはどうしても私には納得できないのですが、さつきからお話のように沖繩の基地、小笠原の基地、この基地に対する外国の攻撃については、日本の自衛隊は出動しないというのには現実の問題としても同様だろ

うと思うのですが、何か違ったところが出てくるのですか。

○岸田外相 現在の小笠原における防衛の施設とか、いろいろなアメリカ軍のそこに対する施設等は、実は沖繩と小笠原とは現実において御承知の通り違っております。この小笠原が攻撃されたからといって、直ちに自衛隊を出動すべきものでないことは、私が言うを待ちませんが、先ほど申し上げたように、もしも米軍が全然それを防衛しないというような場合においては、これは日本の領土でありますから当然考えなければならぬ。またそこにいる者は日本の住民でありますから保護しなければならぬということも申し上げておきます。そういうように多少沖繩の現実の事態と小笠原の現実の事態というものが違っておりますから、現在そういうことがあった場合における様相というものが違ひ得る。先ほど私も申し上げましたが、もしもアメリカが全然捨ててこれを防衛しないという場合においては、日本は防衛するということも申し上げておきます。そういうことから両方に加えられる侵略攻撃、またこれに対する米軍の防衛その他の事態というものは違つたような様相が現実においては起つてくることもあり得るということを頭に置いて

実はお答えしたのであります。筋から申しまして小笠原に攻撃が加えら

れたら直ちに自衛隊を出動するというようなことは考えておりません。

○飛鳥田委員 自衛隊法を見ますと、武力攻撃の起つた場合、そのおそれある場合を含むと書いてあるわけであり

ます。沖繩に対する攻撃あるいは小笠原に対する攻撃、こういうものは一体日本本土に対する武力攻撃のおそれある場合に入らないのでしょうか。さつきから伺つておりますと出動はしないとおっしゃつておられるのですが、おそれある場合という認定をあなたがなさる危険はありませんか。

○岸田外相 それは事態によると思

です。日本も国連に加盟し非常任理事

国になつてゐるのだから、当然この規定を尊重しなければならぬだろうと私は思ひます。ところがこの自衛隊法の七十六条を見ますと、明確に外部からの武力の攻撃のおそれのある場合を含む。と書いてあつて、国連憲章に禁

止してあることを堂々とここに規定してあるわけですか。こう申し上げると、きつとあなたの方では八十八条の防衛出動時の武力行使、これについて二項に「前項の武力行使に際しては、国際

の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、且つ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。」この規定

ておる精神は尊重せらるべきであると思ふのですか。

○岸田外相 もちろん国連憲章を順守すべきことは当然であります。また日本の自衛隊の本質から申しまして

も、現実の武力行使ということはそういう現実の武力の侵略に対してやるべきことは当然であります。ただ七十六

条のおそれある場合の出動ということ

う意味で、「おそれある場合」というのを削除してしまうことのほうがこの際正しいのじゃないか。あなたの気持にも合致するものだと思う。そういう意味で一思いにこの部分だけを削除せられる意思がないものか、もう一度伺いたいと思ひます。

○岸田外相 もちろん侵略のおそれある場合というのに対しては、これが

目的を達することはできないと思ふの

○飛鳥田委員 国連憲章の五十一

カで買上げられまして、アメリカの国旗のもとに運営されておる場合と、日本の国旗を掲げておる場合と、おいては、私は法律関係は違ふと思ひます。アメリカの旗を何しておる場合は、日本に対するあらはなないと思ひますが、日本の国旗を掲げておる場合に、それに攻撃を加えられれば侵略であると考えなければならぬと思ひます。

○飛鳥田委員 日本国旗を掲げておる場合に、それに対して攻撃を加えられるとすれば侵略あり、こういうお話であります。そうした場合に日本の自衛隊は行動を起されるのですか、どうですか。

○岸田外務大臣 もちろん日本のそういうものが何された場合におきまして、これを保護し、これを防衛するということを考えなければならぬと思ひます。ただどういふ手段をとるかというふうな問題につきましては、これはおのずから事態に即して考えなければならぬと思ひます。

○飛鳥田委員 どういふ行動をとるかという問題になります。そうした場合に、自衛隊法の八十二条を見ますと「長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊の海上において必要な行動をとることを命ずることが出来る。」と書いてあります。この条文でいけるのですか、違う条文でいけるのですか。

○津島國務大臣 便宜からお答えいたします。ただいま御指摘になりましたそれは、直接侵略の場合という場合でなくて、八十二条は治安出動の場合

であります。従つてこの規定の適用は、こういった今の御質問の点には触れない規定でございます。

○飛鳥田委員 そうすると八十二条は、今の設例の場合には当たらない場合だということになります。そうしますと、原則に戻つて防衛出動なり何なりの規定が適用せられるわけですが、その場合に当然商船に対する攻撃としては、海上からのいわゆる空中からの攻撃と水中からの攻撃があるだろう、こう考えられるわけですか。そうした場合には、先般米石橋君や私の質問について、先般米石橋君や私の質問についてお答えをいただきました。それで

は港の場合はどうでしょう。敵の港を封鎖するとか、あるいは敵の港を攻撃して潜水艦を出られなくするとかいうような行動を当然必要な措置としてお考えになっているかどうか。そういうことをやりますかやしませんか。

○岸田外務大臣 そういふことは私は考えておりません。

○飛鳥田委員 そういたしますと、敵の根拠地をそのままにして置いて、そして海上においてこれを防ぐ操作だけする、こういうことですか。

○岸田外務大臣 大体そういうことになると思ひます。

○飛鳥田委員 大体日本の基地に対する攻撃、これについては侵略と考える、同時にそれに対する防禦の方法として、主として米軍に依存する、他に手段がない場合は自衛隊の出動ということもあり得るという御説明でしたが、その場合には当然米軍と日本の軍隊との共同作戦という形になるわけですか。それとも米軍だけの作戦行動になるわけですか。

○岸田外務大臣 行政協定二十四条によつて協議してやることになります。

○飛鳥田委員 それではやはり共同作戦ということになるものと伺ひます。が、そこで少し問題を変えて、この二月の十九日ですか、自民党の国防部会から、総理に対して意見書が出された。これは新開等が報道をせられたが、「敵機が高空超音速で大量 集団的に侵入した場合、また敵が核攻撃を加えてきた時、特に敵が弾道弾や誘導ミサイルなど、特に対敵の距離を直接攻撃してきた場合は防禦用ミサイルでは防禦困難であり、アンチ・ミサイル・ミサイルが相当進歩するまで敵ミサイル基地をたたく以外に効果なく、以上のような状態に對しては日米安全保障などによる米軍の協力と善処に期待する以外にない。」

このいふふに述べられておる。この述べられた意見について総理はどうお考えですか。

○岸田外務大臣 自民党の国防部会からそういう今おあげになりましたような意見書の提出はございせん。私全然見ておりませんし、そういう事実はないと承知しております。

○飛鳥田委員 もしないとすれば、今私が読み上げましたような意見についてはどうでしょう。

○岸田外務大臣 大体今お読みになりましたことについては、私の理解する限りにおいては、要するに従来日本に加えられたところの侵略に對して、日本自身が基地をどうするとかいうことは、これは米軍の力によつて侵略をなくするやうな手段を講ずるほかはない。どうしても一切方法がない場合に限つてただ座してこれを待つわけに

かないから、これに對する防禦の適當の手段を考へるということに従来お答えをしておりますが、それ以上に私は考へておりません。従つてその範圍内において考へておる、こう申し上げておるのであります。

○飛鳥田委員 もしそうした場合に、米軍と共同防禦、共同作戦をする、こういうことになりまして、米軍がいかなる作戦をとるか、そして米軍がいかなる武器を用いるか、こういうことについてまで作戦會議なり協議の中で、こちらから注文をつけられるのですか。

○岸田外務大臣 これは二十四条で協議し、共同の作戦を立てるという場合におきましては、一切全面にわたつて阿国において話し合うという性質のものであらうと思ひます。従ひまして、そのあらゆる面について、日本が意見を述べられることは當然であります。

○飛鳥田委員 米軍が日本を守るために、あるいは極東の國際平和を守るために兵力を使用する、こういう場合には米軍の使うべき武器というものは、日本国の側からの注文は私はつけられないだらうと思ひます。たとえば沖繩を見ても、もうすでにソアですか、ジュピターですかわかりませんが、少くとも原子弾頭をつけられるIRBMが二個中隊くらい到着しているだらう。さらには台湾を見ましても、台湾にはマダールがある。朝鮮を見ましても、原子砲が相当数到着している。また日本の周辺を遊よくしているところの第七艦隊も、すでにレギュラ

ス二型、こういった核兵器を裝備しつつある。そしてさらに日本周辺を遊よくしているであらうと想像される潜水艦の中にも、原子潜水艦などが相當あるのではなからうか、こう考へられるわけですか。もしそうだとすれば、米軍が日本との共同作戦の中において核兵器を用いるであらうことは、必至だと思ひます。共同作戦をし——日本の自衛隊は核兵器は持たない、また日本の国内には米軍に核兵器を持つてきてもらいたくない、これを持つてくるという相談があれば、お断わりをする、こうあなたは言つてらっしゃる。だが、しかし、現実に共同作戦をする場合に、米軍が、なるほど日本国内には持つていない、かもしれないけれども、その周辺にある核基地を總動員して、核兵器をどうし使用していくということになれば、あなたの言つておられることは、ほとんどナンセンスになつてしまふのではなからうか。組んでやつてゐる。この片一方が核兵器をどんどん使用していく、使用するだらう、そのことを私たちはちゃんと知つてゐる、認識してゐる。そのことを知つて共同作戦をや

る。こういう場合に、日本だけが核兵器を持ちませんなどというきれいごとを言つてみたところで、だれも信ずる人もないだらうし、またそのことはほとんど意味のないものになつてしまふおそれがある。あなたが日本国内で盾をそこに來たしてゐるのではなからうか。理論としては、あるいは筋としては、筋だの理論などというところで片づかない問題だ、こう私は思ふのです。現実に日本は日米共同作戦という形において、すでに核兵器を採用しつつあるといわざるを得ないんじゃないでしょうか、どうでしょう。

○岸國務大臣 それは私の言っていることとおのずから別の問題である。私は日本の自衛隊を核兵器をもって武装しない、また日本に核兵器の持ち込みを認めないということを申し出ているのであります。またもう一つ、世界のいかなる戦争におきましても、核兵器が用いられることを禁止するように、私は日本国民のこれに対する念願を到達すべく、別個の努力をいたしております。そういうことと、現実にはアメリカが核兵器を持っており、もしくはそれで装備していることは、おのずから別個の問題であつて、私自身の従来の考えは、ちつともそのために変らないということをお願いいたします。

○飛鳥田委員 核兵器を持ってもらいたくない、そして核兵器による戦争はやめてもらいたい、片一方でこう言いながら、現実には、核兵器を持ってやる人と具体的に組んだ共同作戦をやろう、(し)ようがないじゃないか」と呼ぶ者あり) こういうことは、しようがある、ないとは関係なしに、非常に矛盾した立場じゃないか。私はやはりそういう点で、もしあなたが現実にはそういうことを強く主張したいというならば、あなたは米軍に対して、日本との共同作戦に関する限り、核兵器を用いてもいいとしない、こういうことを強く主張せらるべきだと思ふのですが、どうでしょうか。

○岸國務大臣 それは現実の侵略の問題、現実についてきたところの問題で、私は考えなければならぬと思ひます。私は今飛鳥田君のお話のように、日本の防衛のためにそういうことが用いられることは、たとえ米軍によつて用いられる場合におきまして

も、それは望ましい状態ではないと思ひます。しかし、もしも敵の攻撃が、やはりそういうものを用いて攻撃が加えられるというような場合で、これに對してはどうしてもそういう兵器をもつて侵略を防ぐほかはないというような事態の場合において、アメリカ軍がそれをを用いるということについては、これはやむを得ない措置じゃないかと思ひます。

○飛鳥田委員 結局、やむを得ないということと、主張だけはする、しかし最終的にはやむを得ないという形でこれを肯定されるとするならば、結局自分の主張だけ、すなわち自分だけよい子になつていく、こういう結果にしか世界は受け取らないだろう、こう思ふわけですが。少くともあなたが核兵器使用を禁止するという態度をはっきり宣明せられる限り、終始一貫、その行動においても矛盾のない立場をとらるべきものだ、こう私は思ふわけですが、しかし現実には、口では言う、しかし最終的には、核兵器を持つ人々と共同作戦をし、その核兵器を使用すること、暗黙に了解して日本の防衛をやる、こういうことになれば、言うことと行ふことは実に違つてくる、こう言わざるを得ないと思ふのです。それならば、自分だけいい子になるような主張をなさらない方がいいんじゃないか、こう私は思ひます。世界もまた、一國の主張がそういうふうな矛盾をしてい

るという事実について、やはり相當な評価をするだろう。むしろ日本国の信用のために、もしそれならば、そういう主張はなさる方がいんじゃないか、こうとすら思われるわけですが、どうでしょう。

○岸國務大臣 そのことは、先ほど私がお答え申し上げましたように、日本自身がどういふ装備をするかということについては、日本が独自にきめていいことであり、またそういうものを日本領土内に持ち込まないということと、独自にきめていいことであつて、それはきつめて明確に申し出ております。また核兵器の問題については、これはアメリカだけじゃないに、全世界がそういう武装、そういう兵器を用いることを禁止するように、われわれはあらゆる機会に努力をいたしております。しかし、現実の問題として、アメリカ軍がそういうもので装備されてお

る。それとの共同作戦によつて日本が安全保障されておる、これも現実の問題としてあるわけでありませう。私は別に、それによつて日本の態度が矛盾しておると思ひません。

○飛鳥田委員 これはどうも議論に終りそうですから、一応私たちの言ひ分を申し述べておきます。

そこで、次の問題として、日本は、最近のICBM、IRBMの登場いたしました中で、新しい基地としての価値をアメリカに持つてきた、こう思われるわけですが、すなわちIRBMといふものの基地を、米英IRBM協定によつて、ヨーロッパにおいて作り上げた。アメリカとして、当然日本において問題になつてくることは必だだろう、こう思われるわけですが、もう現に、あなたのおっしゃる施政権を向うに渡してしまつた沖縄の中では、ソーア・ジュピターは知りませんが、すでに整備されつつある。あるいは九州島においても、あるいは台湾にもそういう形で出てくるだろう、こう思ひます。なか

んずく、もしIRBMの距離が少し延びて、千八百マイル近くまでいきますならば、日本の本土といふものは、その格好なIRBM基地になつて参ることも、これは明らかだろうと思ひます。そういう場合に、アメリカは、米英IRBM協定のように、日本に対しては日米IRBMあるいはそれに類似するものを申し込んでくる危険、あるいは可能性といふものは相當強いだろう、こう思われるわけですが、さらに、こうしてイギリスあるいは日本と、あるいは中近東等にIRBMの基地化が完成をいたしますと、ソ連としては、あるいは中国としては、これを打ち破つて参りますためのICBM、こういうものが急速に実用されていくならば別でありませう、もしそうでないといふれば、その對抗主力を潜水艦に置かざるを得ないだろう、こういうふうになさるゝわれわれも参ります。この潜水艦を事前に捕捉することはなかなか困難である。シュノーケルもつき逆探装置もつき、原子力潜水艦等によつて航行距離も、スピードも非常に早まつてきた。こういった潜水艦を抑えるには、IRBMを潜艦上から発射するすべに与へるなどということはほとんど不可能に近い。どうしてこれを港を出ていくところを押えなければならぬ。こうなつて参りますと、中国あるいはソ連に対して押えている日本、宗谷海峡で押える、あるいは対馬海峡で押える、あるいは朝鮮海峡で押える、日本のいわゆる対潜基地としての価値は非常に強まつてくるんじゃないか、そうなつて参りますと、日本に今までと違つた意味の対潜基地としての要求をアメリカはいろいろしてくるんじゃないか、こういうこと

とを考へるわけですが、そういう場合にあなたの側としてどう対処をせられるのか。すなわち第一には米英協定のよ

うなものを日本にアメリカが要求してきた場合に、これに應ずる意思があるかどうか。さらにこれは日本の軍事基地を對潜基地として価値づけていくためのいろいろの諸要求が出てきた場合に、これに應ずる意思があるかどうか、こういうことを伺ひたいと思ふ。

○岸國務大臣 私は従来も明確に申し上げておりましたが、日本自身が核武装をしない、また核兵器の持ち込みはこれを認めない、というIRBMの基地としての協定に應ずる意思はございません。また、それから對潜基地として、對潜的な、いろいろ作戦的な大きな意義があるというお話であります。これらにつきましてもやはり日本自身自衛の興味におきまして、日本自身でいろいろと情勢を判断し、また防衛のいわゆる強化、こういうことも十分日本側において将来考へていくべきことである、かように考へております。

○飛鳥田委員 IRBM協定、そういうものには應ずる意思もないし、對潜基地としての価値を増す方法についても應ずる意思はない。むしろ日本自身の手でそのことをやりあげていきたい、こういうお話でありました。そういうお話の具体的な現われはP2V7の、いわゆるネブチューンの国産化、こういうことにも現われておると私は思ひますが、しかし、こうしたあなたのいわゆる防衛努力といふものが実は日本の外貨事情に對して相當な影響を及ぼしてくるおそれがあるのではないか、こういうことを私たちは考へるのであります。御承

知でもありましようが、今までの自衛隊については重火器、弾薬、こういった種類のものは無償供与でありました。さらに艦艇、こういった問題についてもMDAPで無償供与を受けるか、あるいは艦船貸与協定等によって借り受けをする、飛行機についてもMDAPあるいはその他による供与が多かったわけでありました。従って自衛隊というものの存在が国内的には相当大きな予算的な比率は占めながらも、いわゆる日本の保有する外貨、こういったものに影響を及ぼすことは少なかったわけですが、今までは従ってこの点については比較的国民も無関心でありましたが、しかしだんだんその後の事情を見ておられますと、無関心でいられないものを感じるわけです。たとえばF86あるいはT33、こういったものの国産化、こういった問題についても設備は見返り資金部分品の大部分は供与をせられる、こういった形で進んで参りましたが、しかしだんだん供与を受けられない部分が生じてきた。そのためになどF86については百七十万ドルの外貨を使用する、こういった結果が出ております。さらには進んで今度はネプチューン、P2V7を国産化するということがありますが、この国産化についても国産化の協定が発表をせられておりますが、これによりますと、国産化の段階は幾種類かに分けられております。フェイズ一、二、三、四、くらいまでは、少くとも最初の二十機あるいは十五機くらいまではほとんどアメリカから物を持ってくる、これを組み立てるにすぎませんので、外貨というものはそう出ていきません。ところがその国産化の段階が進んで参りますと、当然部品を日本の生産に切りかえていく。ところが現

在の日本の兵器生産あるいは航空機生産の技術段階においては国産化にも限度が出て参ります。そういたしますと、国産化できないものについては相当なものを買入れなければならぬ。こうして防衛庁の方のお考えによってもP2V7に対する外貨支出というものは大体千四百七十万ドルくらいになるだろう、こういったわけであります。しかし防衛庁の千四百七十万ドルというものは正直に申し上げて甘いというものが業界の通説であります。もつと部品の国産化は行き詰まるだろう。そういった場合に相当な外貨を使って部品を購入しなければP2V7は生産していくことはできない、こういったわけであります。従って千四百七十万ドルというものはおそらく二千七百万ドルくらいに上るだろう、こういったわけですが、さらに今度は、防衛庁でもその機種決定を急いでおられるようでありまして、F104をとるか、F100をとるか、あるいはタイガーをとるか、こういった問題が出ております。しかしいざいざにきまりまして、やはり相当のドル支出というものを認めていかざるを得ない。ドル支出をしなければ国産化できないわけですから、これからは相当なドル支出が出てくるだろう。また、小さい問題ですが、サイドワインダーを購入される。これはなんかにしても見返り資金とかあるいは無償供与とかいうものではないに、現実にはドルを支払っていくんです。一発四千ドルとして十四発買入れ。こういったことになりまして、ここから相当出ていきます。またエリクソン、スタッキー、フェアリー社、こういったところにも無償誘導弾を買入れる。こういった外貨を支払う。こんなところから相当外貨支出は増して参ります。こういったふうなことを考えて参りますと、今まではただでもらって、あるいは貸して参らうとやってきたから、自衛隊は外貨をあまり必要としなかった。ところが今後はそういう事情にありまじつたために、かなり重要な外貨支出をしていかなければならぬだろう、こういったふうな考えられる。

一体どのくらい外貨が出ていくだろうかと、このことを考えてみますと、財団法人電力経済研究所あるいは日本産業構造研究会等が日本産業構造の課題というふうな研究をしておりますが、これは経営者たちの研究であります。この研究によりまして、おそらく自衛隊のために必要とするドル支出は年間三億ドルを上回るだろうと述べられております。かなり部品の国産化するためには国内投資を急激にふやして軍需産業を育成するという態度をとってみたいところで、これを最小限度に理想的に切り詰めてみても、最低半分以下にはならないだろうと書いてあります。もしそうだといたしますと、年間三億ドルもの外貨を出す、こういったことになりまして、たとえば経済六カ年計画の最終年度、昭和三十五年度の国際収支バランスの受け払い、それぞれ年間二十億六千万ドルということに、経済六カ年計画によりましてなっておりますが、年間二十六億六千万ドルに対して三億ドル、もしそうなりますとこれは非常に大きな比率を示すのではなからうか、御存じのように防衛支出というものは、これは生産的な支出ではありません、いわゆる経済循環の中からそれっきりで落ちていく支出であり、次のものを生まないものであります。そう

いう意味では浪費的だといって差しつかえないと思う。そういう浪費的な防衛問題に対して、年間二十六億六千万ドル程度の日本の規模に対して、三億ドル以上のものを割り当てるといふことになりまして、当然民間企業をこれによって圧迫する、こう言わざるを得ないと思うわけですが、今までは、先ほど申し上げておりましたように、もちろん、借りる、こういったことで非常にイージーな道を通って参りました。ところがそういう道は非常に減つてきた。アメリカはほとんど有償供与に切りかえつつあるわけです。そうなりますと、今申し上げたような形で民間企業あるいは民間貿易に非常な圧力になってくる。どの国でも、その国の年間国際収支の割以上にも防衛の兵器具買入れ金を計上している国はないはずで、一体先ほど冒頭に申し上げましたように、対潜基地としての日本の役割、こういったものを日本でも、ネプチューンも自分で作る、こういったお話で、非常に勢いはいいのであります。しかし勢いだけよくても、それが結局は日本の民間産業、いわゆる平和産業を非常に勢いで圧迫していく可能性があるので、このことについて当然お考えになつていられるはずであります。どうでしょうか、あなたの所見をここで聞かしていただきたいと思ひます。

○岸國務大臣 日本の自衛力を独自の独立国として強化していく上から申し上げますと、やはり防衛に関連する産業をなるべく国内において樹立していくということは、当然私は必要であると思ひます。しかしそれにはいろいろな技術の面であるとか、あるいは外貨事情とかいろいろなものを十分考慮して、いわゆる国情及び国力に依つてこれを増強するといふ一般国防方針の趣旨にのつていかなければならぬことは言うを待ちません。ただ防衛産業そのものを日本国内に作るべくこれを育てていくといふことは、今言つたやうな意味から私は必要であると思ひます。数字等の点、それから見込み等の点につきましては、防衛庁長官からお答えいたします。

○飛鳥田委員 そういふ抽象的なお話でなしに、昭和三十五年度の年間規模が二十六億六千万ドルであり、おそろく予想される今のままの防衛の体制を整えていければ三億ドルをこえるだろうといふこと、これも事実だと思ひます。そうすると一割以上のものを防衛関係に割り当ててしまふことが国情に合っているのか、日本の経済の規模に即応しているのか、こういったことを伺つておられるわけ、抽象的な問題を伺つておられるわけ、ありません。

○津島國務大臣 数字の關係でございましてから私の方からお答えいたします。ただいまの防衛經費について外貨を必要とする金額は、将米三億ドルにも上るだろうといふお話であります。その計数の根拠が十分わかつておりませんから、お答えする点においても不十分な点があるかと思ひます。しかしながら三億ドルといふのがある年度の一年間に三億ドルという外貨を必要とするような防衛計画になるということでありまして、これは絶対になりません。現在の防衛庁經費は全体で三十三億千算千二百億円余でございまして、これが一ドル三百六十円として三億三千万ドルでございまして、三億ドル

の防衛庁全体の経費の中で、これがいかに増加いたしましたも外貨払いが三億ドルあるという事は、私は将来の防衛予算というものはとうてい組めぬだろうと思うわけでありませう。

なお実務問題といたしまして、最近国産化をはかっておりますP2Vの問題、これは五年度にわたるものでございます。大体必要な資材はみなアメリカの供手になっております。無償でございます。ただロイヤリティを払う必要があるのでございます。一年度に大体三十万ドルでございます。五年間で百五十万ドルの外貨支出を必要とする、こういう計算でございます。もつともこの金額が将来どうなるかということについては、先ほどお話のように、アメリカ側の物資の供手がドルを増加するとうようなことも想像できないことはございません。しかし今はアメリカの負担でございまして、今後の協定によることと思っております。

なおF86、T33の飛行機の関係、これもアメリカが大体半額を、ドルを必要とする分は供与を受けております。従って当方といたしましては、円貨でもってこの生産が今進行しておるわけでありませう。もつとも民間業者がロイヤリティを払う部分があります。これは全体を通じて大体二百万ドルと見込んでおります。

なお将来の新機種につきましては、F86が生産が進んで、その次に来るものでございませうから、一方のF86の外貨がこれは落ちます。そのあとに新機種が今度は生産に着手する、これが五年度にわたってやるとかりにいたしまして、大体その規模はわかりませう。

が、著しく増加はしない見込みでございます。そういつた意味におきまして、ただいまの防衛生産その他において外貨所要が三億ドルに一年度間になるといふのは、どうも計算の根拠が十分わからないために、それが間違つておるとは申し上げませんが、大体の観念において防衛庁費が三億三千万ドルであるのに、また将来の増加を考えまして、外貨払いが三億ドルになるということは、私も想像しておりませう。

○飛鳥田委員 まづP2Vは日本はロイヤリティを払うだけだというお話ですが、これは私ちよつとかならずけいと思つておられます。P2Vの国産化について、日本五〇％、アメリカ五〇％の負担をすることになっておるはずで、しかも国産化が進むにつれて、日本の負担は増していき、アメリカの負担が少なくなっていくというふうな取りきめになつておるはずだと思つておられます。これは一々その協定の細目について議論をしておるとよろしいのですが、受田さんの時間もありませうので、それがなかなかできませんの残念だと思つておられます。日本における部品の国産化は当然兵器の生産は当然兵器の生産技術と関連していきませうので、コストが高くなつていく、こういうふうにして部品の値上りが出ていくだろう、もし部品の値上りが出て参りますと、協定の中に定められておるものに従つて、当然その部分はアメリカから買わなければならぬという形になつておるはずで、決してロイヤリティを払うだけではない、現実に進んでいくうちに日本のドル負担というものがどんどん

上つていくような協定になつておるはずだと思つておられます。その協定をもう一度お読み直しをいただきたいと思つておられます。

それから三億ドルというお話は、私自身の言つておることでないのです。これは先ほど読み上げました日本産業構造研究会の日本産業構造の課題というところからかなり精密にその計算が出ておる時間がある、一べんこれも読み上げますが、あなた自身が一つごらんをいただきたいと思つておられます。これによりますと、おそらく三億ドル程度の外貨支出を招来するであろうことが想像される、これを経済六カ年計画の最終年度昭和三十三年年度の国際収支パランスの受け払い、それそれ年間二十六億六千万ドルに對比すれば、一割以上の負担を別途に付加することになる、国際収支面以上のような負担を招来することは国民経済にとつて容易ならぬ重圧であることは言を待たない、こういうふうにして述べられておるはずで、決してこれは私ただけの考え方ではないに、大勢の人の研究の結果であることとお考えをいただいて、今後防衛支出が民間経済を圧迫しないようにお心がけをいただきたいし、もしこれが事実とすれば年間の一割以上に当るものを防衛支出に充てることがその国の経済にとつて最も適当なものであるか、あるいはその経済の実情に應じてやるといふあなたの方のお言葉に當るかどうかということ、私は伺つておるわけですが、これは一つ総理にお答えをいただきたいと思つておられます。

○岸国務大臣 今の数字的なものにつきましては、防衛庁長官が御説明した通りであります。もちろん私もこの国情及び経済の事情に応じてということをお申しておることは、この防衛力の増強が一般の民生やあるいは平和産業その他を非常に圧迫していくようなことのないようにということをお頭に置いて考へておるわけでありませう。ただ私はどうも先ほど来数字的な説明なり御質問の応答を聞いておられます、私自身が数字的にまだ検討いたしておりませうからわかりませんが、常識的に考へてみて、今の年間三億ドルの外貨支出がこのために要するという事は、どうも私にも理解できませんから、よくその点は研究いたしますが、今申しているように、決して二十六億ドルの外貨に對して三億ドルを防衛に使うというふうなことは、国情に合はぬと思つておられます。先ほど来言つておるような趣旨で、その数字は検討いたしておりますが、私もその考へておることは、決してこれがために平和産業や一般の民生をひどく圧迫するというふうなことはないことを頭に置いて考へておるわけでありませう。

○飛鳥田委員 それから最後に、もう時間がありませんので、では大体何％程度にとどめられることがあなたの理想ですか。

○津島国務大臣 大体何％ということ、国際収支の中の歳出総額に對して何％とか、国民所得に對して何％くらいを目標にするという事は、大体の見当を持つておるわけでありませう。しかし国際収支の輸入分について、これでは何％が適当だということはおし上げかねると思つておられます。その意味におきましては、国際収支を悪化しないように財政の事情を十分勘案して民生の安定

もはかり、そういう意味の基本方針を、単に再生産のみならず、国際収支の面においても十分考慮していくことが、私は当然なことだと思つておられます。

なおついでであります。先ほど申しましたロイヤリティのほかに、P2Vに關しては国内生産をする上においてどうもできないものがあつて、部分品を外貨で買ふという分は若干ございませう。ほかの部分と違つて、P2Vには若干ございませう。しかもこれが国産化しようものによつて国内において生産し得るような段階に、わが国の防衛生産をだんだん育成、助長していきたいと考へておる次第でありませう。その観点から見まして、国際収支の悪化をしないような方便は十分とりたいと思つておられます。

なおただいま御引用になりました書物につきましては、まだ十分に読んでおりませうから、私も十分研究いたします。

○福永委員長 受田新吉君。

○受田委員 総理大臣におかれましては、午前八時という早朝にかかわらず、こうして御出席して国会の運営に御協力を願つておることを、非常に敬服しておる次第であります。しかし私は、きょう総理に、先回石橋委員の質問に對して答弁されたお言葉の中に、これに關連してぜひお尋ねしておかなければならぬ重大な問題があると思つて、それを第一にお尋ねしたいと思つておられます。

それは、あなたは先回の委員会、日本の共同防衛の場合、また米國基地を他國が襲つた場合における協力の場合をお示しになつたのでございませう。

が、自衛隊法の第七十六條に、いわゆる防衛出動として掲げられてある事柄の中に、内閣総理大臣が防衛出動すべきであるという認定のもとに自衛隊を行動せしめた場合に、それが国会の承認を得られなかった場合は次に召集された国会においてこの承認を求めなければならぬ、もし承認が得られなかったならば、行動した自衛隊は直ちにこれを撤収しなければならぬという規定がございます。そうしますと、行政協定の二十四條によつて共同措置の講ぜられた自衛隊の防衛出動の場合に、総理大臣の中には「あなたはそのようなことはあり得ない」と思いますが、非常に勇敢な、好戦主義の方がおられたような場合、軽く日米共同防衛に依ぜられて自衛隊を出動される場合がある。しかるところ、国会ではそういう軽い防衛出動を戒めるためにも、また国民の総意を代表するためにも、その防衛出動に対して国会が承認をしなかつたという場合があり得ると思うのです。その場合に、行政協定による共同防衛措置、自衛隊の防衛出動というものと、国会の不承認というものと、いずれが重きをなすか、これをお尋ねしたいと思います。

○岸國務大臣 それはもちろん国会が承認しなかつた場合におきましては、その国会の意思を尊重すべきが当然であると思ひます。

○受田委員 そうしますと、条約上の義務と国会の承認というものをかりにかけてみた場合には、国会の承認の方が重きをなすと解釈してよろしゅうございませうか。

○岸國務大臣 この二十四條の場合には、私は条約上の義務とは実は考えて

おらないのでありまして、今お話しのような実例があれば、その場合において国会の不承認の意思に従うべきだと思います。

○受田委員 先回の総理の御答弁の中に、米軍基地に対する他国の侵略があった場合に、その基地における米軍が一人もいなくなつたという場合には、すぐ日本の自衛隊がこれを防衛することがあり得る、これはきわめてまれな例だらうと思ひますが、そういう場合があり得るというお言葉があつたわけ

です。私はそういう考え方というものはなほだ軽率ではないかと思ひます。何となれば、少くとも自衛隊の防衛出動というものは非常に慎重を期さなければならぬものであつて、他国の侵略に対してこれを防衛するために軽く自衛隊を動かすというふうな考え方、これは少くとも自衛隊のあり方というものに対するきわめて軽い安易な考え方であると思ひます。ことにひとたび防衛出動をやつた場合に、たとひそれが共同防衛の場合であつても、国会が承認しないからといってすぐこれを引き揚げるといつたつて、現に戦

いを回避して自衛戦争をやつてゐるのですから、自衛戦争をやつてゐる日本の自衛隊を直ちに戦闘から引き下ろさめるといふことは、現実の問題として

もこれはなかなか困難だと思ひます。従つて国会の承認を得て初めて自衛隊を出動せしめるという原則がくずされるような場合といふことは、われわれとしては考えてはならぬと思ひます。その点総理としては自衛隊の行動に対して、防衛出動に対して、軽い

お気持ちでお考えになつておるのではないかと不安がありますし、本日

新聞の報ずるところによれば、先回のあなたの御答弁に対して米國側は非常に歓迎しておられる。岸総理の發言の米軍基地に対する攻撃の場合に、日本の自衛隊の出動もあつて辭さないのだというふうな意味を大いに歓迎してゐる記事が出ておるのをごさいます。そういうところから考えまして、総理みずからのお考えに重大な反省をしていただかなければならない問題があると思ひますが、御答弁願ひたいと思ひます。

○岸國務大臣 この自衛隊の出動またその出動に対して事前に国会の承認を得ることのできないような緊急の場合において、あとで不承認というふうな場合は、もちろん非常な国家の重大事でありまゝから、これを慎重に考えなければならぬことは言うを待たないと思ひます。そんな軽いつもりで私が言

うてゐるわけでは絶対ないものであります。私が先日お答えを申し上げましたのは、日本の領土内にあるところの米軍の基地、これは安保条約において設定されておるものであります。それから出動した場合に、外国からその基地が爆撃を受けるとか、侵略を受けると、攻撃を受けるといふことになれば、日本の領土及び日本の人民、その人民の生命、財産といふものが危殆に瀕するわけでありまゝ。従つてこれは明らかに日本に対する侵略であるといふことを私は申し上げたわけでありま

す。そうしてそういう場合における防衛は主として米軍が當るべきものであり、また米軍の力によつてその攻撃が排除されることを私どもは期待しておるわけでありまゝ。しかしそういう場合において他に方法がないという場合に

おいては、われわれは歴してそういう攻撃を甘んじて受けるわけにいかないから、ここに自衛隊の出動といふことを考えられるといふことを申し上げておるものであります。そういう事態においてこの自衛隊が行動してゐる場合に、緊急になつて事前に国会の承認を得るひまがなかつた場合において、あとでこれが国会の審議になつて国会が不承認するといふような事態は、私は今

受田委員がおあげになりましたように、そう簡単にこれが不承認とかいふことになることもないように慎重に審議されるであらうと思ひます。また政府が初め出動を命ずる場合においても慎重な態度でやるべきことは当然であります。決して軽い気持ちであるいは輕卒にそういうことを申しておるわけでは絶対ないのをごさいます。

○受田委員 総理のお考えであるならば、先ほど行政協定によるところの日米共同防衛による防衛出動においても国会がその後において不承認をした場合において御答弁があつたわけですが、これはこの法律の規定を尊重される政府といつたしましては当然のことだと思ひます。もう一つは、内閣の性格とかあるいは総理大臣の性格によつてこの防衛出動といふものが左右される公算が非常に高いといふ意味から、少くとも国民の総意を代表する国会が常にこれを監視する意味におきましては、かりにその国会の総理の独断によるところの防衛出動といふものは、これは考

えてみたくなのです。しかしながら行政協定による共同防衛といふことは、これはしばしばあり得ると私は思ふのです。そのあり得る場合を例に

とつて私は今お尋ねしたのでございませうが、その行政協定の規定によるところの共同防衛といふものは、これは条約の規制を受けるものではないといふ御答弁が今あつたのであります。そうしますと、もう一つここで突つ込んでお尋ねしたいのは、行政協定の二十四條の規定は、結局安保条約第一條の規定に基いてなされる、いわば条約上のある程度の拘束を受ける規定ではないといふことをどういふ根拠からお示し

になりますのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○岸國務大臣 もちろん行政協定の規定は、安保条約に基いてなされておるものでありますから、今おあげになりました規定の趣旨は協議をするといふことが規定されておりました。協議の内容は、そのときにおいていろいろ

なことがあると思ひますが、当然日本の政府としては、国会の承認を受けるといふことは、こういう重大な問題について法の命ずるところであり、それが条件になることは、協議の内容をなすことは、私は当然であらう、かように考へております。

○受田委員 総理の御答弁で国会を第一義に考えられる御意思がはつきりしたので、この問題はこれで一応おきま

す。私は、いま一つあなたに特に昨年アイゼンハワー大統領との間で共同防衛をせられた内容について、これと関連する自衛隊の増強計画についてお尋ねを申し上げておきます。それはあなたとアイクとの共同声明の中にこういう事柄がうたわれております。それは、「合衆國は、日本の防衛力整備計画を歓迎し、」云々、と同時に「合衆國は、

日本の防衛力の増強に伴い、合衆国の兵力を一そう削減することを計画している。」という言葉があるのです。この日本の防衛力増強ということ、それから合衆国のその計画ということのつながりはどういうところであるか。すなわちさらに突っ込んでお尋ねするならば、日本の防衛力の増強ということは、今政府が基本方針として示されております昭和三十三年から三十五年までの計画よりも、さらに先に及ぶいわゆる第二次長期計画というふうなものを考えた増強計画か、あるいは第一次の三十五年までの増強計画にとどまる計画か、そういうものを含んで、これに対してアメリカが計画したその内容がどういふものであるかということをお尋ねをしたいと思います。

○岸田外務大臣 私が昨年アメリカに参ります前に、国防会議におきまして長い期間研究をしておりました日本の国防方針なり、国防計画の防衛増強の目標というものを国防会議にかけまして、政府がこれを決定いたしましたのであります。私がアメリカに参りました際に私が説明をし、アメリカが歓迎したというのは、この計画をさしていつておるわけでありませう。将来のこれについて、第二次あるいは第三次というふうなものには別に論議になったわけではございません。そして根本の考え方として、日本の自衛力が増強されるに依りて、アメリカとしても、われわれも、アメリカの駐留軍がいつまでもおるといふことは国民的な気持の上からも望ましい何ではございませんから、従来もこれを撤退することを望んでおるわけでありませう。これは日本の安全、防衛の万全を期する意味から申し

ますと、日本の防衛計画なり日本のその実情がアメリカ軍をして撤退せしめても日本の安全保障に差しつかえないと認めるならば、いつでもアメリカは撤退するという考え方を従来も表示しておるわけでありまして、それらを今申し上げましたように、第一次の計画を示したことに関連して、アメリカ側におきまして、日本の防衛力が増進されるならば漸次このアメリカの駐留軍の兵力を撤退しよう、こういうことを申ししたわけでございます。

○受田委員 合衆国の兵力を一そう減らすことを計画しているアメリカが言っておるわけですが、この計画という言葉を中へは、単に防衛三カ年計画の反対給付としてそういうものを考えるという意味のことにとどまっておるのでございませうか。

○岸田外務大臣 先ほど申し上げましたように、私がアメリカで説明いたしましたことは、私どもの今日持つておる防衛計画を説明しただけでありまして、それ以上のことについては何も話し合ひはございません。

○受田委員 三年間の計画の中身は、しばしば古い古された言葉であります。陸上が十八万というところにとどまっておるわけですが、ところがその陸上の十八万という数字は、今年の改正が成功した場合に、もうあと一万で片づくわけですね。それで日本の防衛計画の一応の目標が達せられる。また海軍も十二万四千、飛行機も千三百機、そういうものでアメリカが満足しておられるでしょうか。

○岸田外務大臣 御承知の通り、アメリカの陸上戦闘部隊は日本の陸上自衛隊の増強の現状を見て、これを全部撤退

するということを声明し、これが実現されております。その他海空につきましても、日本の防衛力の増強を見合せて、そしてこれが兵力を削減し、そういう方向に向つてアメリカもだんだん減らしていくという考え方を申しておるものと私は考えております。

○受田委員 防衛三カ年計画、今申し上げた数字の実現を見た場合に、今海空もあわせて削減するということをやするということになると、これは陸のみになくて相当深刻な問題だと思つてございませうが、今考えられている三十五年まで、海空はもろろ三十七年に一部及んでおりますが、その計画を実施しただけでアメリカが海空の兵力を減らすという計画があるという意味に了解してよろしうございませうか。

○岸田外務大臣 もちろんアメリカが海空の何を、陸上戦闘部隊が全部撤退したようにこれでもって全部撤退するということは、私は予想しておりませんけれども、これによつて、これが完成すれば一部兵力を削減してくるような計画になつておると思ひます。

○受田委員 海空はこの防衛三カ年計画によつて一部が削減される、しかし大部はまだ残されるということになりますと、次の長期計画というものがこれに関連して登場してくると思ひます。従つて米軍の駐留部隊の中で海空の残りの大部が撤退するためには、さらに次の長期計画が必要であるということに了解してよろしうございませうか。

○岸田外務大臣 これはもちろん各種の客観的情勢なりいろいろなものを検討いたしまして、国防会議その他のそれ

それの機関におきまして、将来の問題はさらに検討をしなければならぬといふことは言うを待ちませぬ。これでもつてすべてが終つたといふことは言えぬと思ひますが、どういふふうになりますか。今から私が申し上げることは適当でないと思ひますけれども、もちろん将来の問題につきましても、国防会議におきまして十分検討して計画を立てていかなければならぬと思ひます。

○受田委員 それはなほは責任が軽いお言葉だと思つてございませう。何となれば、昨年五月に発表せられた防衛の基本方針の中には明らかに防衛力の漸進的な整備がうたわれておるのであります。この漸進的な整備といふものは、単に防衛三カ年計画のみならず、その次に長期計画においても漸進的に防衛力を増進するという意味を含んでおるのではないかと申すのでございませうが、いかがでございませうか。

○岸田外務大臣 もちろん日本の防衛力の増強は国情、国力に応じて増強していくといふこの根本原則は私は変らな

いものと思ひます。

○受田委員 根本原則は防衛力の漸進的増強である、従つて第一次長期計画の後にくる次の長期計画においても漸進的増強はこれは考えられる問題であるといふ今お言葉でありますから、私はさらにお尋ねします。

そうしますと、第一次長期計画で考えられているこの数字というものと、現実の日本の国力その他の自衛隊に対する国民的感情とかいふようなものをあわせ考えたときに、第一次長期計画の次にくる長期計画というものが、人的構成の上の方、すなわち人員を増強する問題については限界点に達

しておるのではないかと申すことをまず第一に考えてみたいのです。何となれば、現在自衛隊の総数は、今度改正された数字を拝見しまして大体二十二万二千といふことになつておる。二十

二万をこえる現役の自衛隊員がここに陸海空でできておるわけなんです。この数字は、かつて保安庁長官の木村さんが自衛隊員の募集の限界について、志願兵制度をとる限りにおいては二十

二、三万が限度であらう、その次にはどうしても徴兵制といふようなものを考えなければならぬであらうという意味の御発言があつておるわけなんです。従つてこれが来年度さらに陸が一

万ふえ、海空がさらに増員せられることになると、二十三、四万といふ数字に現役の自衛隊員がなるわけでございます。そうしますと、もはや保安庁が出版したとき、当時の長官が志願兵制度の限界点に触れた数字を上回る数字になつてくるわけなんです。この実情をどうお考えになりますでしょうか。

○岸田外務大臣 志願制度で徴募できる人員の限界がどこにあるかということ、私は国民の防衛に対する考え方、自衛に対する考え方、国民一般の考へておることと非常に関連があると思ひます。かつて保安庁長官時代、当時の責任者が言いましたことは、私は国内のその当時の情勢と今日の情勢とは非常に変わつておると思ひます。従つて、その二十二、三万といふのが限度だといふふうには言つたといふことでありますが、内容的にも、多少今承つてみますと、それは陸上部隊としての自衛隊といふんですか、保安隊の数字をそういうふうには言つたように、当時は私聞いておるのであります

が、今の陸上、海上あるいは航空のあらゆる面における人員的のこの数字の問題につきましても、もちろんこれはある限度があることは考えなければならぬと思いますけれども、私はやはりそういうものの限度というものが、今申しましたように国民、ことに若い人々の祖国の防衛に対する認識なりあるいは自衛隊そのもののあり方、これに対する国民の信頼の度合いというようなものと関連をいたしておるわけでありまして、絶対的に全人口の何％までが限度だというようなことは、これはなかなか言いにくいことであらう、こう思います。

○受田委員 私は、総理があまり安易なお氣持で御答弁していただいていることを悲しむものでございます。現に、本年度の上半期における募集状況などを拝見しましても、志願者の数が著しく減つておる。また出願をしたけれども、試験を受けないという数字が相当数に達しておる。そういうところを見ますと、この自衛隊の素質というもののから見て、現在、出願者と採用者の比率は四・三倍程度であり、また不参加者を除くと二倍とちよつと程度の競争率であるということを考えたと、これは特に航空自衛官のごとき新しい兵器を使用する自衛官において、はなはだ危険な状況に立ち至ると思うのです。従つて、志願兵制度が二人に一人くらいになつて、優秀な自衛官、優秀な装備を使いこなす自衛官というものがとれるかどうかという問題を一つ考へていただきたい。そして、志願者の数は漸減的に比率が下つておる。そして二人に一人とか二人半に一人とかという競争率になつたのでは、素質の上

において非常に欠陥が生ずるというこ
と、この二つの面から、あなたは今安
易な御答弁をなさったのでございます
るが、非常な警戒信号の出ていること
をもう一度確認された答弁を願いた

○岸國務大臣　私は、決して先ほどの答弁において、この志願兵制度について、非常な樂觀的な感じを持っておるわけではございません。もちろんこのの素質を向上するという意味から申しますと、一般教育の問題なりあるいは学校教育やその他の問題におきまして、十分に青少年の全体の考え方やあるいは素質というものが向上されているいはなければならないことは、ただこの自衛隊の關係だけじゃなしに、われわれの社会の進歩の上からいって、当然それは考えなければならないと思います。

それからまた募集の方法なり、國民に、ことに若い人々に、十分に、自衛隊のあり方なりなについて、の理解を深めるような方法もとらなければならぬことは言うを待ちません。従つて、私は決して現状が安易ななにて大丈夫だというようなことを軽く申し上げておるのは絶対にございまして、今お話のようないろいろな点につきましても、十分政府としても考慮していかなければならぬ問題であります。ただ絶対数として、二十二、三万こそば、それでもつてもはやその志願制度というものが限界に来ておるのだ、かう数字からいきなり断案を下すことは早計であつて、あらゆる面において、教育の面あるいは募集における面、また自衛隊のあり方の面等におきまして改善を加へ、十分に國民の理解を得るやうに努力してやつていかなければなら

らぬことは、これは当然であります。それは決して安易な道でもありませんし、大いに努力しなければならぬということは、当然私としても考えておるところであります。

○津島國務大臣 便宜、私からお答え申し上げます。

たいまに御質問中の募兵の問題でございまして、ちよつとその点について一言申し上げておく必要があると思ひます。二十万くらいが限界じゃないかかという、前というか元長官のお答えがあつたということですが、あれはおそらく陸に關してだけではないかというふうに想像されるのでございます。現に、もう今日では陸海空入れて三十二年度で二十万をこしておるわけでありませう。来年度はどうかと申しますと、二十二万になるということで、現実には自衛官は二十万をこしております。ですから、二十万ちようどであらうということとは、陸についてそういうことをとおしやつたのじゃないかと想像されます。

それは別にしまして、ただいまの御質問は、海空、ことに空についての募集の状況はどうであるか。志望者、これは非常に多数あるのでございます。すなわち三十一年度を申し上げます。募集が、航空部隊については三千四百人とりたいというのに対して、五万九千人の応募があったわけでございます。でありますから、総計においては五倍であります。空だけにとります

と、ほとんど十倍という応募がございます。本年においても、四百百人の募集計画でございます。それに対して、今日まで応募した者は、空については三万三千ございます。そういった意味において、九倍、十倍の応募者があるわけでございます。大体海について、これは相当以上と申し上げていとも、千八百人の募集に対して、海上部隊の志望者は二万七千人でございます。ただ陸については、二万一千の募集に対するに八万四千人の応募者がございました。そのうちで試験に応じた者は、この中から多少減っておりますが、お尋ねの空に対しては、これは非常に応募者が多いという実情は、今後の防空体制を作る上において、私は非常に力強いことであると思っております。

な。お素質の問題でございますが、大体五割以上が高等学校卒業者で、それがかういった自衛隊のいわゆる二士に応募するので、私は素質については、最近の状況はあまり悪くないという考え方を持っております。しかしながら、今後の情勢を考えますと、一層募集の事務に力を入れたい。それには総理がおっしゃったように、募集の方法または試験のやり方、その他防衛意識の高揚、一般の問題について、多々われわれ考慮すべきものがございます。現に三十三年度予算において、募集に關した経費は相当増額をお願いし、衆議院においては御承認を得ておる、こういう状態でございます。

○受田委員　あなたのお示しになられた数字は、これは今年度の場合において、空が三十年、三十一年と比べたときに漸減しているという根拠をくつが

えすものでないと思うのです。つまり自衛隊員の募集というものは、漸次行き詰まりつつある。三十年、三十二年、三十二年と比べた年度的な比率からいって、大幅にこの数が減つてお

る。そして試験を受けない者の数字を
ごく軽く考えておられますが、試験を
受けない者の数というものが、試験
非常に多い。出願したけれども、試験
は受けない。この数字をお示しになっ
ておられない。今年上半年の数字を口
でも、その試験を受けない者が応募者
の中で約四割ある。四割というものが
試験を受けていないのです。こういう
数字をよくつかんでみたときに、応募
状況が漸次苦境に陥りつつあるとい
うのは、私は疑うことができないと思
うのです。しかも今年度の予算案の内
容を拝見してみますと、飛行機のペ
イロット養成に非常に多くの予算を組
み、またその殉職した場合における往
返も考えておるといふ努力はされてお
る。しかしながら現実においては、自
衛隊に対する絶体的な国民の感情とい
うものが、予算上において今年四千
九百万円もPR運動に金を出された
割合に実績が上らぬという、ここに
私は問題があると思う。私は政府がこ
とし大輦の募集関係経費を計上され
るという気持はわかりますけれども、
現実には自衛隊に対する関心が非常
に窮屈になっているということだけ
争うことができないと思うのです。
従って長期防衛計画をお立てになっ
ている岸総理といたされましても、単
に人間の数をふやす自衛隊の増強とい
う計画から、この際かつて辻委員が言
われたような装備という方面、そうい
う方面で自衛隊の政策としてもこれは

えていかれるべきものでないかと思うのです。そういう意味で人的にさらに自衛隊を増強するというには限界が来ている、世界各國の例を見ても、志願兵制度をとっている国はごくわずかな、ほとんどが徴兵制度をとっている。従って総理としてはできればこの際優秀な自衛官を採用するためには、憲法を改正して徴兵制をしるべきがこれがおわれわれとしては願望であるというお考えはないでしょうか。

○岸国務大臣 私は徴兵制度を日本でなく意思は今のところ持っておりません。今お話しのように志願兵制度の前途につきましては、十分防衛庁においても考えておりますし、実情としてもこれが一つの限界にきておるといふ結論にはまだならぬと思ひますが、これは十分考へておるつもりであります。しかし徴兵制のことは今別に考へておるわけではございません。

それから自衛隊の増強について、数よりも質といふますか、それに重きを置くということは、防衛の基本方針の中にもはつきりとうたっております。従ひまして私どもはただ単に人員を増加するということが防衛力増強の主眼ではないに、むしろ装備の点、質の点にうんと力を入れるべきであるということは、受田委員と同様に考へております。

○受田委員 私は自衛隊の立場からあなたのお考えをお聞きしたわけでありますが、私は今度は二大政党の対立の場合における野党である社会党の立場から、自衛隊に対する考へ方をたしたい点がある。それは今日野党は防衛に關してはまことに對照的な反對意見を持っているわけだ。外交方針に

おいてもそうなんです。しかるところ、総選挙の結果、先般西ヶ久保委員が言われたように、野党である社会党に、いつ政権が流れ込むかわからないという段階において、この政策の接近をはかるということは、一党の党首たるあなたの責任だと私は思ひます。従つて社会党は、この自衛隊に対しては少くとも平和建設の役割を果すものとしてこれを考へておるわけなんだとありますから、自衛隊内部における施設工作隊のような部隊、こういうものは社会党政権になつてもいつてもこれが平和建設隊に切りかえられて、お役に立てられると思ふのです。野党の防衛に關する考へ方がどうであるかということも常に考へに入られて、政權授受の場合に極端な変革が行われないという立場からも、政策の歩み寄りをはかつていくという意味で、工作隊、施設隊のごときものの増強というところに自衛隊の主眼点を置いておかれる方が、政治に對する常識を持ったお方であると思ふのでございしますが、いかがでありますか。

○岸国務大臣 私は二大政党のあり方として、両党がお互いに反省し合つて、そして民主的ルールによつて政權が移動した場合に、國の姿、國の方向が根本的に変わるこゝがないうにしていすべきであるというこのお考えにつきましても、その考へはかねがね私も持つておるところでございします。しこして日本の現在の二大政党の様子を見ますと、いろいろな点において意見の相違もあつますが、特に外交、防衛の点において根本的に考へを異にしておるといふことは非常に遺憾でありまして、これにつきまして十分に、われわれ

の方から申しますと、野党の社会党の猛省を促したい。(拍手) ただわれわれは世界の恒久的平和を望むという点においては、これは社会党もわれわれも同じ考へを持つておると思ふ。日本を危うくしようとか、日本を危険にさらそうとか、日本に、また世界の平和を乱そうというやうなことを考へておるものが、両方ともないことは言うを待たない。ただそれの方法として、どういふなにととるかということについては、何といつてもこれを現実にするにはどうかと思ひますけれども、社会党の諸君が政權を實際に担当する責任をとられたことが過去においてごく短かい期間以外になつたものですから、それ今この時代とは違ふ。従つてほんとうに責任を持つて、九千万の民族の安全を、われわれの責任においてこれを果すという場合におきまして、國際の現実というものを十分に——ただ理論的であるとか、あるいは一つの理想でもつて分析するのではなしに、現実というものに対して責任を持つてこれの分析をして、これに對する日本のあり方というものを考へていくならば、私はどうしても社会党の今までの言われておるところの外交方針や防衛に關する方針は、ただわれわれが従来主張してきておつたから、あるいは反對党だから意見が違ふというのではなしに、ほんとうにこれは特に社会党の諸君が、近く政權を担当する機会もくるであらうというこゝを望んでおられ、またそういう氣魄を持つて公堂として努力をされるならば、この事態だけは十分に考へていただきたいと思ひます。(拍手)

○受田委員 適切なお言葉であるとお礼を申し上げたいところではあります。が、私はここで総理に申し上げたいことがあるのです。あなたの今お言葉の中に社会党が空想論に走り過ぎるやうな印象を与えるやうなお言葉があつたわけにございしますが、現実に國民の中で、二大政党として國民の支持層も、多少の支持層の數に相違こそあれ、はつきりと意見が分れておる。しかもその意見が分れて、一方の社会党を支持する國民の方々というものは、社会党の政策に共鳴をして支持していただいております。従つて二大政党の対立の今日、両党がおのおのの政策をできるだけ首脳部間においても話し合ひで、歩み寄りを、努力をするという雅量が、党首という地位にある方々には必要である、私はそれを申し上げたのであります。従つてそれぞれの支持をいただいて、國民の意見がそれぞれの政黨を盛り立てておるのでありますから、あなたはいたずらに社会党に對する対決とか批判とかいうことを乗り越えて、國民のために自民黨の右翼的な行動を抑え、外交的にもできるだけの一つの幅の広い平和外交を進めるといふやうな努力、社会党の立場も十分に考へた外交をされる。防衛關係においても今のやうな——私が申し上げたことに對してお答えがないのです。が、そういうところを心を使つていくというやうな努力をされることで國民の安心感が湧くと思ふのでございします。今私が申し上げた自衛隊のあり方の中に、いわゆる平和的建設的なる部隊というやうなものを中心に考へられ、破壊的な消耗的な部隊の増加を

防ぐというやうな考へ方はいかがでありますか。

○岸国務大臣 自衛隊のあり方につきましても、私はやはりこれは言うまでもなく自衛隊の本質、日本の安全を保障し、他からの侵略に對して有効なる防衛手段を講ずる、それにふさわしい内容を持つておる部隊を作るといふことが、自衛隊の本質だろふと思ひます。それが本来ほか他の目的に使われるという——いろいろな緊急の場合におきまして、あるいは災害の場合において自衛隊がいろいろな協力をしなくてはならないことは、これはもちろん考へられなければならない。これは初めから建設的目的、何かの施設をする目的でもつてこの自衛隊を作るといふのではなしに、そういうものが必要であれば、あるいは農村建設青年隊とか、いろいろなものがありますが、自衛隊そのものの本質というものは、祖国を防衛するために、他から侵略を受けた場合、直接間接の侵略に對して防衛をする、それに有効な最も適切な内容はどうであるかというこゝを研究して、それに適応するやうにこれを作つていくというのには當然であらうと思ひます。

○受田委員 大體中共政府の軍隊のごときは、平和建設的な性格を持った部隊が非常に多いわけだ。そういうやうな新しい軍隊というものの内容は、その装備においても、精神においても、平和的な建設的な方向へ漸次進ませるやうな努力をいたしておかなければならぬんじゃないかと思ふのです。

しかし私は今あなたのお説でさらにこれを反駁してお尋ねを繰り返すことを避けたいと思ひますが、いま一つ、

これはおしまいに伺っておきたいこと
でございしますが、終戦後十三年に
なっている今日、平和条約第十一条に
よるところの例の戦争犯罪人というも
のが、依然としてまだ巣鴨に三十四名
苦勞しておられます。これは三日前の
二十八日に三人ほど出所されて、現在
三十四名残っております。この問題を、平
和的な考えを持って、そうして建設的
な意見を持って祖国の平和を担当して
おられる総理としては、これは軽々し
く見ていただけないと思います。
あまた御自身も巣鴨で苦勞されたお方
であります。一緒に苦勞した同士が
まだ三十四人も巣鴨に残っております。
しかもその巣鴨に残っております人々はB
級の戦犯で、非常に程度の低い戦犯で
す。その方々がなお今日巣鴨の牢獄で
苦勞されておられるという現状は、人
間的にも許しがたい、忍びがたいこと
だと思ひます。しかもその三十四名が
みなアメリカ関係の戦犯です。アメリ
カと一番好意を持って交際をしてもら
れる、また総理みずからアメリカに
乗り込まれてそして平和外交を推進し
てこられた、人道外交を推進してこら
れた総理として、アメリカだけが戦犯
を巣鴨に残しているという問題は、私
は重大な問題だと思ひます。この問
題の解決にあたる努力が足りないん
じゃないかと思ひます。あなたの今
までの経歴その他から見られて、どう
しても一つこの際あなたみずからが乗
り込んでアメリカに対して衷情を訴え
るならば、三十四人のわれわれの同胞
を巣鴨から救い出すくらいのこととは簡
単にいくことだと思ひます。ほかの
国々はみな釈放している。アメリカだ
けがこれを残しておる。A級戦犯は、

賀屋さんなどもちゃんと出て、近く餘
選挙に出られるといううわさも出てい
るくらいです。こういうときにB級
の方が三十四人残されて苦勞されてお
る、この現実をあなたは確認されてお
外交上の欠陥があったのではないかと
いう氣持とあわせて御答弁願ひたい。
○岸國務大臣 今日なお巣鴨に三十三名
名のB級の戦犯の人が拘留されてい
るという点に對する受田委員のお氣
持も、從來私自身が痛切に感じている
ことであります。特にアメリカ関係だ
けが残っているという事象も、御指摘
の通りでございます。私昨年アメリカ
に参りました当時におきましても、こ
の問題は、今おあげになりましたよう
に、私個人の体験からあります。し
日米の恒久的な友好関係を固めていく
という立場から申しましても、こうい
う事態に長く置くことはなほだ好ま
しくない、これを一日も早く解消した
いという意味で、もちろんこの点につ
きましては、從來日本政府として交渉
していることを、さらに私一個として
取り上げていろいろと話をいたしたこ
とも、当然やるべきことだったと思ひ
のでございます。たまたま当時ジラー
ド事件が起つておりました、アメリカ
の国情におきましても、アメリカ政府
におきましても、私の考え、日本国民
の考えに對しては十分な理解を持って
おりますが、アメリカ国民の中には、
そういう時期でありますから、やや刺
激された感情も当時新聞等に現われて
おつたのでございます。従つてその際
にはつきりこの話し合ひは十分いた
したのでありますけれども、その方針
を共同声明等に織り込むことができな

かった。それに基きまして、昨年の暮
れに日本側だけの三人の委員会ができ
まして、一切の裁判記録その他を日本
の方へ取り上げて、そうして日本のこ
の三人の委員に對して審査し、これに
基いてアメリカに釈放を要求する、そ
うしてアメリカ側は大体その委員会の
審査によつてこれを釈放するという根
本的な話し合ひをいたして、それが昨
年の暮れから実現を見ていたところで
ございます。從來は御承知の通りアメ
リカだけで委員会がありまして、そ
れがいろいろと裁判の記録を審査し
て、そうしてアメリカ政府に勧告を
し、それに基いて釈放するということ
になつておつたわけでありましたが、こ
れを日本側に一切取り上げ、この進
行が相當に進んでおりました、残つて
おられる三十四人の人々の釈放も、私
はそう長い期間でなしに実現できるも
のと確信をいたしております。なお
この上とも一日も早く出られるように
あらゆる面を促進をいたしまして実現
いたしたいと思ひております。
○受田委員 その努力が今日までもう
少し強く続けられてもらいたかった。
大体アメリカ関係だけを三十四人残し
ている、そうしてまたこの人々はB
級戦犯であるというようなことを考え
たならば、もうこれ以上の御苦勞をか
けることは忍びないじゃないでしょう
か。三人委員会の設置されていること
もよく承知しておりますが、外交上の
努力の欠陥がそこに至つていないとい
う、あなたは責任を感じられませんか。
○岸國務大臣 この点に關して、もち
ろん結果がそういうふうになつてお
りますから、国民の氣持からいって、

政府の努力が足りないというふうにご
らんになるということも、あるいは私
はごもっともな点があると思ひます。
しかし從來、私の政府以前から、この
問題に關して日本側が努力をいたして
いることは、これはみなみなならぬ努
力をいたしておりますし、私になりま
しても、私としてはあらゆる努力をい
たしてきておるのであります。その
結果がまだすべて実現してないとい
うことはなほ遺憾でございます。
今申しましたように、この上ともでき
るだけの努力をいたしまして、一日も
早くこれが全部自由の身になるように
この上とも努力をいたします。
○受田委員 私はその三十四名の方々の
運命があまり先に延びては許されな
いと思ひます。あなたは見通しをお持
ちでございます。私に申し上げますか。
○岸國務大臣 私はつきり、必ずいつ
釈放できるということをここで明言す
ることはできませんけれども、私は、
そう長い期間でなしに、ごく短かい数カ
月の間にはこの目的を実現したい、こ
ういふなんでもいろいろ努力をいたして
おりますし、またそういうふうに進
行をいたしていると存じます。
○受田委員 おしまいにいたします
が、数カ月後に解決する見通しであ
る、こういうことであります。これ
はこれでおきまして、いま一つ、せつ
かくの機会でございますから、国会の
運営と総理の解散に對する御意見を
伺つておきたいと思ひます。
内閣委員会は、御承知の通り全員そ
ろつてここにいらっしゃるわけであり
ます。ところが法案がまだ三十三名残つ
ておるわけですから、それでできるだけ私
たちは協力して、委員長のお言葉に

従つて午前八時から會議をやつておる
のです。ところがわれわれがいかに努
力しても、期日のある法律案もありま
すし、大急ぎでやろうと思ひましても、
重要法案がややくる見通しという
ようなこともありません。われわれと
しても政府の御意思に沿つて御協力を
して差し上げるようにいたしてござい
ますが、なかなか骨が折れているので
ございます。私たちがとしては、政府
に對して単にこの国会の審議の促進を
はかるというのみでなくして、国会の
意思と政府の意思とができるだけ一致
して、円満裏に審議が進められるとい
うことがむしろ国民のための幸福では
ないかと思ひます。従つてこの法案
の審査に當つて、重要法案が、特に内
閣委員会における皆さんの法案がそ
れぞれ成立することを期待して、総理
はその成立をもつて解散に導こうとせ
られるのか、あるいはその成立以前で
も、この内閣委員会の審議のいかに
かわらず、総理の意思で解散をせら
れようとするのか。予告解散とかい
うような意味でなくして、この国会の審
議と兼ね合せて政府の方針を伺いた
いと思ひます。
○岸國務大臣 私は国会の審議の状況
を見ますと、今受田委員のお話のよう
に、野党におきましても、これら国会
に提案されておる諸案件に對してきわ
めて協力的な態度で審議を進められて
おることに対しては、非常に感謝
をいたしております。政府及び与党
も、野党側のこの氣持に應ずるよう
に、この上とも十分一つ努力をいた
します。この国会に提案をいたしてお
ります案件は、いずれも御承知の通り
国民にとり、國にとつて重要な案件で

ございますので、その審議にできるだけわれわれも努力をいたしますが、この上とも、従来野党である社会党も、この審議に御協力をなさるお気持ちをなお一そう続けていただきまして、一日も早く重要案件が成立するようにいたしたいと思ひます。

解散の問題に關しまして従来いろいろと論議がされ、また世間でもいろいろの議論が出ておりますから、これに對して関心を持つての御議論も私はごもつともなことであると思ひます。しかしこの点に關しては、従来しばしば私が申し上げておる通り、私としては内閣の首班とし、そして一方国会にこ

ういう重要な案件を出しておるのであります。その審議を促進し、その成立を一日も早く望むということで、実は私の胸も頭も一ぱいでございまして、解散のことをまだ考える時期に至つていないということを従来申し上げておりますが、さように御了承願ひます。

○受田委員 国会は五月十八日まであるわけですが、五月十八日まで、すべての法案が成立することが好ましい姿と私は思ふのです。この五月十八日までに法案の審査がされるという前提をお考えの上での御希望でございませうか。

○岸國務大臣 もちろん国会の会期は五月十八日でありまして、あるいは必要があればさらに延期するといふようなことも従来行われておつたところでありまして、しかし法案の内容、性質によりましては、期限のついておるものもありまして、一日も早く成立させることが必要であるといふものもござい

ません。いろいろな問題もございませうし、いろいろな法案の内容でございませうから、私としてはやはり先ほど申しておるやうに、政府に責任のあることはもちろんのことでありまして、次いで与党に非常に責任があり、さらに野党が御協力願つて、それぞれの内容に従つて一日も早く成立するように一つ御協力を願ひたいと思ひます。

○福永委員長 前田正男君。

○前田(正)委員 この際私は、時間がありませんで、わが自由民主党の国防部の意向を代表いたしまして、ただ一点だけ総理に御質問いたしたいと思ふのであります。

今回提案になっておりますところの陸上の増員初め海空の増強、すなわち防衛力整備計画の件につきましては、通過総理の、現在においてはこの計画自身を今検討する必要があるといふうな御答弁がありましてたけれども、この予算編成に當りましては、内容についても多少防衛庁との間に検討いたしまして、技術関係の部隊などをふやしたのであります。過般の辻委員の質問におきまして、本年はこの程度でございませうけれども、来年度の予算編成に當りまして防衛力整備計画の問題につきまして、陸上十八万、その他

いろいろの装備の増強といふ問題については、いろいろな質問が出ておつたのであります。われわれ与党の立場でこの問題を検討いたしておりますし、これは国防会議におきまして防衛力整備計画を決定いたしましたときに、内外の情勢に應じてこれは再検討するといふうなことが書いてあります。来年度のこの予算その他の方針を決定されるに當りましては、現在の

ように防衛方面においても、ミサイルその他非常に科学的に進歩いたしておりますし、またわが国の自衛力という立場から見ても、防空の問題でありますとか、あるいは潜水艦対策であるとか、こつた方面にもまた一段と進んだ体制を整えなければならぬことになっておると思ひます。また陸上問題につきましても、在隊期間の延長の問題であるとか、こつたやうな問題は防衛力の総合的效果を期するた

め、量より質へだんだんと改善をしていかなければならぬ、こつたやうなことを考へるべきであります。こつたやうな点から、この際私たちは、この防衛力整備計画につきましては、国防会議の決定であります通りに、内外の情勢に伴ひまして、来年度以降につきましては、この際検討して可及的すみやかな成案を得べきである、こつたやうにわれわれは考へるのでありますけれども、総理の御意向を伺ひます。

○岸國務大臣 もちろんこの国防の問題は、内外の諸情勢、またいろいろな点を勘案して、これが設定をされなければならぬことは言うを待ちません。一たびこれを作つたら、もうそれがこつたやうな動きがないといふ性質のものじゃございませぬ。特に最近のことく、國際情勢も非常に變つており、また国内のこれに應じての情勢もあり、ことに軍事科学の非常な急速な發展といふやうな時期でありますから、昨年度きめられましたことが、やはりさらに三十四年度の年次計画といふことになれば、当然各種の事情を検討してきめられなければならぬことは言うを待ちませぬ。またこつたやうなことを考へて

検討いたしましたして、事態に即応した最も適當な成案を得ることにいたしたいと思ひます。

○福永委員長 以上をもつて防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、自衛隊の法の一部を改正する法律案の三案についての質疑は終了いたしました。

これより阿案を一括して討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。淡谷修蔵君。

○淡谷委員 ただいま提案されました防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表して反対の討論を行うものであります。

防衛は大へん大事なことでございますが、もしこの防衛を、大事なことでなければならぬと誤まつたり、見通しを誤まつたりいたしますと、これは防衛どころかこんでもない事態を招くことは、すでにどうも大東亞戦争と稱するものによつて十分おわかりのことだらうと思ふのであります。ただ防衛は國を愛するとか、こつたやうなことになるだらうとかいふた気分や感傷だけではやれるものではない。もつと冷静に的確に情勢を判断して誤まりなきを期さなければ、全く取り返しのつかないことになると思ふのであります。しかるにわが國の防衛方針といふものは、まことに根本的な理念において危なかつたものがある。すでに今日の世界の軍事的な技術の發達、科学の發達といふものは、失礼でございませうが、旧軍人的頭腦をもつてしてはこつたやうな解決がつかないやうな飛躍的な發展を遂げております。防衛庁の立てております防衛三カ年計画、これは昨年度岸總理大臣がアイゼンハワー大統領と共同声明

をいたしました方針に基いて、六月打ち立てられたものと考えますが、そのあと人工衛星が飛び出す、ミサイル兵器がどんどん実行の段階に入つておりますので、こつたやうな段階でわが國の防衛方針も根本的に立てかえをしなければ、再び昔の軍部が陥つたやうな悔いを残すことになると思ひます。

ときに、この自衛隊の一人増強に關しましては、自民党内でも強い反対がある。少くともこの線だけはやめてほしいといふやうな要求が多分に強く盛り上つておるやうであります。この自衛隊を國內にどんどん増強いたしましたして、海外出兵もしなければ、また日本外の土地で戦争もさせないといふやうな構想でやつておつて、果して日本の國の中で演習地が間に合いますかといふ問題です。すでに質問がありましたが、岡山縣の日本原では、この大砲の射程が一万一千メートルあるのに四千メートルの演習しかできない。演習をするにさへ狭いやうな日本の土地でどんどん実戦が始まつたら、一体日本はどうなるのでせう。まるで狭い長屋の中で棒切れを振り回すやうなまねをされたのでは、はたが迷惑です。そのためにたくさん費用を使い、また農民の土地を奪ひ、漁民の漁場を奪つてしまつて、これでいたすに昔の軍部の延擧にすぎないやうな自衛隊増強をしようといふやうなこつたやうな防衛三カ年法案に對しては、われわれは絶対反対を表明したい。これは時代逆行の精神であります。日本の憲法で規定されておりますやうに、日本は戦力を放棄したはずで、それがいつの間にかもう自衛隊が一つの戦力

としてでき上って、逆に今度は現在の憲法の中でも戦力の保持ができるのか、あるいは海外出兵はできないが、公務員としての海外出張はあり得るか、さまざまな文句をつけてこの基本法であるところの憲法の歪曲が行われている。便宜をはかつて、自分たちの都合のいいときにだけ勝手な解釈を憲法に加えるようでは、これはまさに日本の国家を攪乱する第一歩だと私は考える。従ってわが国の防衛方針というのは、あくまでもあの敗戦によって起きた犠牲と、あの体験に基いて新しい方針を打ち出す必要がある。これはおそらくは人工衛星の打ち上げ成功その他の科学兵器の発達によりまして、世界の防衛方法というものは飛躍的に変化するというものであります。

それをいわずに古い軍部の復活をはかるような、古い軍隊の復活をはかるような方向でいくならば、これは要するに一つの情性軍備であります。情性に引きずられてするのとやっておったのでは、思わざる事態を私は招くと思う。岸総理は核兵器は持ち得ないと言っている。核兵器は持ち得ないが、米國がこれを持っていることは、どうも冷感なる現実であります。その米國と共同防衛をするというのであれば、人を殺してはいけないと説教をしなから、人殺しと手を握って仕事をしようとなつてしまふ。防主と強盗が一緒に仕事をしようというふうなことになる。この点私は非常に不徹底であると思う。また日本を戦争に巻き込まないためにこういうふうな軍備をし、さらにまた米國との共同防衛をするといつておりますけれども、当委員会の質疑応答の中にも現れました

通り、米國の基地から飛び出した爆撃機が敵の基地を爆撃した際に、報復爆撃を受ける可能性が強い。その報復爆撃を他國の侵略として自衛隊が出動し得るというところはつきり言っておられる。そうしますと、日本の国内にある米軍の基地というものは、戦争を避け日本を防衛するというふうなものでなくて、いつでも米國が好き勝手に、米國の都合によつて、好むと好まざるにかかわらず日本を戦争に引き込むというような危険性を多分に持つてゐる。むしろ私は日本をほんとうに防衛しようという意思があるならば、日本の安全保障を真にやろうという意思があるならば、この際一切の米國の基地をお断りになつた方が、はるかに日本の爆破をのがれる道であると思う。その点がどうも旧軍人諸君の頭腦と新しい防衛観念の行き方とは、私は非常に違ひがあると思う。思ひ切つてこの際古いから捨てまして、ほんとうに日本が立つていくような道を見出すような防衛方法を立てなければしようがないと思つております。私は岸総理がしばしば言つておりました通り、侵略の脅威、國際共產主義の脅威ということを言ひふらしまして、それでいざに国内の軍備を増強するということとは、まことに危なかつた古い觀念だと思ふ。共產主義の脅威は説きまされけれども、ソ連とは國交親善をはかつていくと言ふ、中国とも貿易だけはやつていくと言ふ。そうして國際共產主義の脅威に備えて自衛隊を増強すると言ふのであります。「一個の怪物歐洲を徘徊す」と言つたのはカール・マルクス百年前の言葉でありすが、その百年前の共產主義に対する

脅威が、共產主義の亡霊に対するその脅威が、今岸総理を中心とする日本の防衛陣の諸君の頭の中に再びきこえて出ている。私はその実体を確めてみた場合に、果してこの共產主義の脅威に對して自衛隊の榴弾砲を差し向けたら、ジェット機を差し向けたらして、この脅威が失われるものとは思わない。思想がおそろしいならば思想をもつて立ち向つたならばよろしいのではないかと。思想に對して武器をもつて立ち向かうとするところに、私はかつての日本軍部の陥つた大きな危険性があると思つております。しかもこういうふうな形において日本の持つております軍備というものは実戦的に役立つかという、自民黨の内部の旧參謀辻政信氏が言うごとく、実戦的にはほとんど意味のない軍備である。こういうものに對してはたゞさんの予算を組んで、そのために日本の社會保障の根幹を脅かす、日本の國民生活を脅かすというのなら、これはまことに憂うべき傾向であると思ふ。ただ一つこの防衛問題につきまして、昔の軍部並みに大きくふくれ上つたものがあります。それは防衛庁の調達關係であります。これは旧軍部と少しもひけをとらないくらいに増大しておる。ポロぐつを食つたり、油をなめたり、中古エンジンをかじつたりするやうな段階ではなくて、今ではもう軍艦まで食おうとするやうな本格的な再軍備体制ができ上つてしまつた。こんな調子ではとうていやつていけない。そして訓練だけはやはりかなり嚴重にやりました。それは青竹でぶんなぐつてみたり、げん骨を振り上げたり、あるいは旭川の雪の中で自衛隊員が失踪をやつてみたり、

防衛大學の諸君が二百名集まつて、美しき婦人を携えてダンスに巧みになつたりしておりますけれども、これだけでは私は安心して日本の防衛はまかせ切れない。もしほんとうに日本の防衛を考へるならばこゝでもう一ぺんあの敗戦の体験から、われわれが作り出したあの平和憲法というものを讀み直してもらいたい。何と書いてあるか。もうお忘れになつておると私は思ふのです。あくまでもこの辺に重点を置きまして、この際大胆に日本の防衛方針を切りかえる勇氣を持つていただきたい。アメリカの作つた憲法であるからといって、盛んに非難されるやうな諸君もありませんけれども、憲法はアメリカが作つたから悪くて、軍備と軍備の方針はアメリカが作つたものに盲従しようというものが今の日本の防衛方針であります。これはとんでもない話だ。もう大体私どもは知つておりますが、自民黨の諸君はお忘れになつていられると思ひますから、最後にこの憲法の一節を讀み上げまして、皆さんの氣持をこの辺で変えて、わが黨の反對に同調せられんことを希望いたします。「日本國民は、恒久の平和を企願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」となつておるのであります。この決意を、敗戦後わずかに十年にして忘れ去つて、もう一ぺん旧軍備に転落しようとして、警察予備隊から保安隊、保安隊から自衛隊と、またしても民族を滅亡させるやうなあの旧軍部体制に落ち込む危険を多分に含んでおりますこのたびのこの増強軍備の法案に

對しましては、はつきり反對を申し上げまして、私の討論を終ります。(拍手)

○福永委員長 山本正一君。

○山本(正)委員 私は自民黨を代表して、ただいま議題になつております防衛二法案に對して賛成の意思を表明するものであります。

世界戦争の發生を否定して、平和を願うことは、人類の理想であることは申すまでもありません。しかし現実の世界の平和は、力のバランスによつて維持されておりました。この國際情勢が各國をして自衛力の整備を余儀なくせしめており、しかも現在の世界いづれの國も單獨の力で防衛の目的を果し得る國はありません。歐洲諸國においても米國と協定して基地を提供し、その防衛に万全を期しておるのが実情であります。

わが國は、今や國連に加盟し、逐次國力、國情に應じた防衛力を整備し、集團安全保障機構の一員として世界平和の維持に直接貢獻するとともに、日米安全保障体制を強化することによつて、わが國の防衛も遺憾なきを期しておることは御承知の通りであります。もちろん國の防衛について他國に依存しなければならぬというところは獨立國としてまことに遺憾のことでありまして、國民の願うところは、すみやかに外國の軍隊が撤退して自主的な自衛体制が確立されることであると信じます。しかしながら國際共產主義の國家が、その目的のために手段を選ばない策謀をあえてする現実に思ひをいたすならば、防衛体制を整備することなく、單に外國軍隊の撤退のみ求めるやうなことは國家としてきわめて輕卒

な、またきわめて危険な処置であると申さねばなりません。もしわが国の防衛力に真空状態が生じた場合、その間隙を襲うものは侵略と混乱であることはまことに明瞭であらうと思ふのであります。外国軍隊の早急なる撤退を呼びながら、他面自衛力の増強に反対するという態度は、国際情勢の現実を正視しないのか、あるいはことさらにその認識を避けようとするものと判断せざるを得ません。少くとも国家、国民の将来を思うものの態度とは思われません。昨年ソ連は人口衛星やICBMの実験に成功したので、世界の戦略体制は急激に変つたから、日本が陸上自衛隊を一万名増員することは意味がないという意見もあります。しかし究極兵器と言われているICBMは未完成であり、他方アメリカにおける対抗兵器の実験成功や、現に圧倒的に優勢な戦略空軍の確保等を考えますと、むしろ自田諸国側の戦略的地位が優位であると考えられるのであります。かような国際的軍事情勢において世界の戦略情勢が急変したと考えることは、自由諸国の結束をくずさんとするソ連の心理作戦にみずから乗るものであり、まことに危険なる判断であると思ひます。

要するに、この二法案は、国家財政の許す範囲において必要の自衛力を漸増し、国土の防衛に備えるとともに、世界の平和に寄与せんとするものでありまして、明らかに国民の負託に沿うゆえんであると信じますからここに賛意を表するものであります。(拍手)

○福永委員長 これにて両案に対する討論は終結いたしました。

これより採決に入ります。まず防衛

庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

次に自衛隊法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

なお、ただいま可決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認めます。よってそのように取り計らいます。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、散会後直ちに理事会を開きま

本日はこれにて散会いたします。
午後十時五十分散会

〔参照〕

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)に関する報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)に関する報告書〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月二日印刷

昭和三十三年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局